

**燃料費調整・離島ユニバーサルサービス調整・
再生可能エネルギー発電促進賦課金（2026年2月分）**

① 燃料費調整

燃料費調整単価（低圧供給）

政府による「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の支援単価（4.5 円 kWh）を踏まえ、電気料金の値引きを行っています。

(税込)

| エリア※1 | 契約種別 | 区分 | 燃料費調整単価 | |
|--|--------------------|--------------------|--------------|--------------------------|
| | | | 2026年 1月分 | 2026年 2月分 |
| 北海道エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲7.35 円 | ▲11.82 円 (▲7.32 円) |
| 東北エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲8.75 円 | ▲13.25 円 (▲8.75 円) |
| 中部エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 0.79 円 | ▲3.73 円 (0.77 円) |
| 北陸エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲7.95 円 | ▲12.45 円 (▲7.95 円) |
| 関西エリア (下記以外) | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 39.11 円 | ▲28.64 円 (38.86 円) |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 2.61 円 | ▲1.91 円 (2.59 円) |
| | 上記以外のメニ ュー | 1kWh につき | 2.61 円 | ▲1.91 円 (2.59 円) |
| 関西エリア (燃料費調整に 上限を設定して いるメニュー) | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 33.66 円 | ▲33.84 円 (33.66 円) |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 2.24 円 | ▲2.26 円 (2.24 円) |
| | 上記以外のメニ ュー | 1kWh につき | 2.24 円 | ▲2.26 円 (2.24 円) |
| 中国エリア | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 15kWh まで | ▲151.92 円 | ▲219.11 円 (▲151.61 円) |

| | | | | |
|-------|--------------------|--------------------|----------|-------------------------|
| | | 上記をこえる 1kWh につき | ▲10.11 円 | ▲14.59 円 (▲10.09 円) |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | ▲10.11 円 | ▲14.59 円 (▲10.09 円) |
| 四国エリア | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 11kWh まで | ▲78.60 円 | ▲127.93 円 (▲78.43 円) |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | ▲7.15 円 | ▲11.63 円 (▲7.13 円) |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | ▲7.15 円 | ▲11.63 円 (▲7.13 円) |
| 九州エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 1.06 円 | ▲3.44 円 (1.06 円) |

※1 各エリアの供給区域は約款に定めるとおりといたします。(以下同じ)

※2 () 内の数字は、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による料金値引き前の燃 料費調整単価となります。

燃料費調整のしくみ

燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

※燃料費調整単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。



※当社の燃料費調整には、上限価格を設定しておりません。そのため、燃料価格の変動分がすべて電気料金に反映されることとなります。

基準燃料価格

基準燃料価格は、供給エリアごとに以下の値とします。

| エリア | 基準燃料価格 |
|--------|--------------|
| 北海道エリア | 80,800 円/k 1 |
| 東北エリア | 83,500 円/k 1 |
| 中部エリア | 45,900 円/k 1 |
| 北陸エリア | 79,800 円/k 1 |
| 関西エリア | 27,100 円/k 1 |
| 中国エリア | 80,300 円/k 1 |
| 四国エリア | 80,000 円/k 1 |
| 九州エリア | 27,400 円/k 1 |

平均燃料価格

平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の貿易統計価格（貿易統計にて公表される円建ての輸入価格）をもとに算定される燃料価格をいいます。原油・LNG・石炭は、熱量や数量単位が異なるため、LNG・石炭を原油と同じ熱量・数量単位に換算し、平均燃料価格を算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (\text{100 円未満四捨五入})$$

A : 各平均燃料価格算定期間における 1kl 当たりの平均原油価格

B : 各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均 LNG 価格

C : 各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は、供給エリアごとに以下の値とします。

| エリア | α | β | γ |
|-----|----------|---------|----------|
| 北海道 | 0.1874 | 0.0899 | 1.0036 |
| 東北 | 0.0259 | 0.2563 | 0.8915 |
| 中部 | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 北陸 | 0.0415 | 0.0745 | 1.2499 |
| 関西 | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国 | 0.0406 | 0.0992 | 1.1994 |
| 四国 | 0.0875 | 0.0770 | 1.1770 |
| 九州 | 0.0053 | 0.1861 | 1.0757 |

(α 、 β 、 γ は原油換算率 × 燃料種別々熱量構成比)

基準単価

| エリア | 契約種別 | 区分 | 基準単価 |
|--------|----------------|--------------------|--------------|
| 北海道エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 17 錢 3 厘 |
| 東北エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 19 錢 7 厘 |
| 中部エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 23 錢 3 厘 |
| 北陸エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 16 錢 5 厘 |
| 関西エリア | 最低料金が適用されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 2 円 47 錢 5 厘 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 16 錢 5 厘 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 16 錢 5 厘 |
| 中国エリア | 最低料金が適用されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 3 円 18 錢 5 厘 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 21 錢 2 厘 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 21 錢 2 厘 |
| 四国エリア | 最低料金が適用されるメニュー | 最初の 11kWh まで | 1 円 69 錢 4 厘 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 15 錢 4 厘 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 15 錢 4 厘 |
| 九州エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 13 錢 6 厘 |

※平均燃料価格が 1,000 円/kl 変動した場合の値です。

燃料費調整単価の適用期間

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針 日の前日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針 日の前日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針 日の前日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針 日の前日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検 針日の前日までの期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検 針日の前日までの期間 |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 毎年 7月 1日から 9月 30 日までの期間 | その年の 11月の検針日から 12月の検 針日の前日までの期間 |
| 毎年 8月 1日から 10月 31 日までの期間 | その年の 12月の検針日から翌年の 1月 の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 9月 1日から 11月 30 日までの期間 | 翌年の 1月の検針日から 2月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 10月 1日から 12月 31 日までの期間 | 翌年の 2月の検針日から 3月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 11月 1日から翌年の 1月 31 日までの期間 | 翌年の 3月の検針日から 4月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 12月 1日から翌年の 2月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌 年の 2月 29 日 までの期間) | 翌年の 4月の検針日から 5月の検針日 の前日までの期間 |

② 離島ユニバーサルサービス調整（適用エリアのみ）

下記エリアに適用されるメニューには、燃料費調整に加え、離島ユニバーサルサービス調整を合わせて加減します。

2023年9月分より、北海道エリア・東北エリア・中国エリアにおいて従来燃料費調整に含まれていた離島ユニバーサルサービス調整を区分して算定いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

（税込）

| エリア | 契約種別 | 区分 | 離島ユニバーサル調整単価 | |
|--------|----------------|-----------------|--------------|----------|
| | | | 2026年1月分 | 2026年2月分 |
| 北海道エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲0.01 円 | ▲0.01 円 |
| 東北エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲0.01 円 | ▲0.01 円 |
| 中国エリア | 最低料金が適用されるメニュー | 最初の 15kWh まで | ▲0.19 円 | ▲0.18 円 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | ▲0.01 円 | ▲0.01 円 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | ▲0.01 円 | ▲0.01 円 |
| 九州エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | ▲0.03 円 | ▲0.03 円 |

離島ユニバーサルサービス調整のしくみ

離島ユニバーサルサービス調整額の算定に用いる離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島基準燃料価格と離島平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

※離島ユニバーサルサービス調整単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。



※当社の離島ユニバーサルサービス調整には、上限価格を設定しておりません。そのため、

燃料価格の変動分がすべて電気料金に反映されることとなります。

離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、以下の値とします。

| エリア | 離島基準燃料価格 |
|--------|-------------|
| 北海道エリア | 79,300 円/k1 |
| 東北エリア | 79,300 円/k1 |
| 中国エリア | 79,300 円/k1 |
| 九州エリア | 79,300 円/k1 |

離島平均燃料価格

離島平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の貿易統計価格（貿易統計にて公表される円建での輸入価格）をもとに算定される燃料価格をいいます。原油・LNG・石炭は、熱量や数量単位が異なるため、LNG・石炭を原油と同じ熱量・数量単位に換算し、離島平均燃料価格を算定いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (\text{100 円未満四捨五入})$$

A：各離島平均燃料価格算定期間における 1k1 当たりの平均原油価格

B：各離島平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均 LNG 價格

C：各離島平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は、供給エリアごとに以下の値とします。

| エリア | α | β | γ |
|--------|----------|---------|----------|
| 北海道エリア | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |
| 東北エリア | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |
| 中国エリア | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |
| 九州エリア | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |

(α 、 β 、 γ は原油換算率 × 燃料種別々熱量構成比)

基準単価

| エリア | 契約種別 | 基準単価 | |
|--------|----------------|--------------------|---------|
| 北海道エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 1 厘 |
| 東北エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 1 厘 |
| 中国エリア | 最低料金が適用されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 1 錢 7 厘 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 1 厘 |
| 九州エリア | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 1 厘 |
| 九州エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3 厘 |

※離島平均燃料価格が 1,000 円/kJ 変動した場合の値です。

離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間

燃料費調整単価の適用期間と同様とします。

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金制度

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」(電気料金の一部)とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。法令に基づき、賦課金単価は、以下の通りとなります。

(税込)

| エリア | 契約種別 | 区分 | 再生可能エネルギー発電 促進賦課金単価 | |
|------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|
| | | | 2024年5月分 ～2025年4月分 | 2025年5月分 ～2026年4月分 |
| 北海道 エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 東北 エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 中部 エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 北陸 エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 関西 エリア | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 52.35 円 | 59.70 円 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 中国 エリア | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 15kWh まで | 52.35 円 | 59.70 円 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 四国 エリア | 最低料金が適用 されるメニュー | 最初の 11kWh まで | 38.39 円 | 43.78 円 |
| | | 上記をこえる 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| | 上記以外のメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |
| 九州 エリア | 全てのメニュー | 1kWh につき | 3.49 円 | 3.98 円 |